

レンタルサービス

2018年2月13日

「レンタルサービス」（「本サービス」）は、エクイニクスが顧客に対し、ライセンス・スペースの提供に関連してエクイニクス所定の機器等を本書を含む本契約に定める条件で貸し出すサービスです。

1. 目的

本書は、本サービスの提供にあたり、本契約記載の条件に加えて適用される契約条件を定めるものです。

2. 定義

- a. 本書において特に定める場合を除き、本書において用いる用語の定義は、本契約中の他所に定めるところに従います。
- b. 本書において使用する用語の定義は次表の定めるとおりとします。

用語	定義
提供場所	エクイニクスが顧客に本サービスを提供する場所をいいます。
レンタル機器	エクイニクスが顧客に本サービスとして提供するサーバーおよびネットワーク機器の総称をいいます。なお、サーバーまたはネットワーク機器に本体機器の性能向上やグレードアップ等を目的としてレンタル機器の標準構成に含まれない機器（オプションパーツ）を附属させる場合においては、サーバーおよびネットワーク機器を「本体機器」と総称し、附属させる機器を「附属機器」と総称します。本サービスにて提供可能な附属機器は、エクイニクスにて定めるものとし、顧客とエクイニクスが別途注文書に基づき合意しない限り提供されないものとします。
レンタルソフトウェア	エクイニクスが顧客に本サービスとして提供するソフトウェアをいいます。
レンタルサーバー	エクイニクスが顧客に本サービスとして提供するサーバーをいい、附属機器も含んだ状態をいいます。
レンタルネットワーク機器	エクイニクスが顧客に本サービスとして提供するネットワーク機器をいい、附属機器も含んだ状態をいいます。
ヒアリングシート	注文書の締結後に作成する本サービスの仕様その他の詳細を定めたエクイニクス指定の書式による書面をいいます。
CRD	注文書の締結時に作成する本サービスの仕様その他の詳細を定めたエクイニクス指定の書式による書面（Customer Requirements Document）をいいます。



3. 本件サービスの提供条件

- a. 本サービスを利用する場合は、下表右欄に記載するいずれかのサービス（「親サービス」）の提供を正当に受けている必要があります。

利用サービス		親サービス
レンタル機器	レンタルサーバー	ライセンス・スペースを含むコロケーションサービス
	レンタルネットワーク機器	
レンタルソフトウェア		レンタルサービス (レンタルサーバー)

- b. エクイニクスは顧客に対し、別紙 1 記載の状態でレンタル機器を貸し出します。
- c. 顧客は、IBX センターの内部のエクイニクスが了承したラックにレンタル機器をマウントし、かつ、エクイニクスが指定する場所（「提供場所」）においてのみレンタル機器を利用するものとします。
- d. エクイニクスは、IBX センターの全部または一部の修繕、改築その他やむを得ないと判断した場合には、6 か月前までに顧客に通知することにより、提供場所を変更することができるものとします。
- e. エクイニクスは、提供場所の変更に必要な事項について顧客と協議して定めるものとします。協議が整わない場合には、エクイニクスの判断で定めるものとします。
- f. エクイニクスは、提供場所の変更を顧客への影響および負担をできるだけ最小限にとどめる方法に基づいて行うものとします。
- g. 顧客は、提供場所の変更に、次に掲げる事項を異議なく承諾するものとします。
- i 変更作業によって顧客にいかなる損害も生じないことの保証をエクイニクスに要求しないこと。
 - ii 変更作業の期間中本サービスを一時的に利用できない時間が生じること。
 - iii 変更作業の期間中本サービスを一時的に利用できないことに起因して顧客に発生した損害について、エクイニクスにその賠償を請求しないこと。
- h. エクイニクスは、エクイニクスが管理する設備等への過度の負荷の防止を目的とする場合等、IBX センターにおいてエクイニクスが提供するサービスの安定的な提供のために必要と判断した場合には、その原因を特定するため、本サービスの利用履歴、レンタル機器に設定された情報および保存されたデータの調査を実施することができるものとします。顧客は、エクイニクスがこの調査を実施する場合には、合理的な理由なく調査への協力を拒否しないものとします。
- i. レンタル機器にレンタルソフトウェアが含まれる場合には、顧客は別紙 2 「Microsoft エンドユーザーライセンス条項」記載の条件にも拘束されるものとします。

- j. 別途明示的に合意しない限り、顧客がレンタル機器の利用に伴い生成、利用、移動ないし処理するデータについては、必要に応じて顧客の責任でバックアップを行なうものとします。エクイニクスが別途の明示的な合意に従いバックアップを行なう場合においても、顧客自らもバックアップを行なうものとします。エクイニクスは、いかなる場合においても、滅失または毀損したデータの復旧や修正を行なう義務を負わないものとします。
- k. エクイニクスは、レンタル機器の貸出前または貸出後に、本サービスの利用に伴う顧客の一切の債務を担保することを目的として、一定額の金員を保証金としてエクイニクスに預託するよう顧客に求める場合があります。エクイニクスは、通知その他の何らの手続を経ることなく、この保証金を顧客の未履行の債務に適宜充当できるものとします。保証金は、本サービスの終了後、本サービスの利用に関連した顧客の一切の債務が履行されたことをエクイニクスが確認した後に、その時点における残額を無利息で返還します。

4. 禁止行為

- a. 顧客は、本サービスの利用にあたって、本契約中のその他の条項に基づき禁止される行為のほか、次のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。
 - i 親サービスの提供を正当に受けていないにもかかわらず、本サービスを利用すること。
 - ii レンタル機器を提供場所以外の場所で利用すること。
- b. 顧客は、レンタル機器の利用にあたって、次のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。
 - i レンタル機器を第三者に譲渡し、または転貸その他の方法によりこれを第三者に利用させること。
 - ii レンタル機器に添付されているエクイニクスの所有権を明示するシールを汚損し、または除去すること。
 - iii レンタル機器に、質権、譲渡担保権その他の担保権を設定すること。
 - iv 改造、分解、毀損、汚損その他の態様によりレンタル機器を別紙 1「レンタル機器の貸出時の状態」から変更すること。
 - v エクイニクスに無断でレンタル機器を修理すること。
- c. 顧客は、レンタルソフトウェアの使用権を、第三者に譲渡し、再使用許諾し、これに対して担保権を設定し、その他の処分をしてはならないものとします。

5. レンタル機器等の管理等

- a. 顧客は、善良なる管理者の注意をもって、レンタル機器およびレンタルソフトウェアを管理するものとします。レンタル機器およびレンタルソフトウェアの管理に要する費用は、当該レンタル機器およびレンタルソフトウェアにかかる本サービスの契約期間中は、顧客の負担とします。
- b. 顧客は、レンタル機器およびレンタルソフトウェアに強制執行その他の法律上または事実上の処分が行われないよう管理するものとします。



- c. 前項に規定する処分が行われ、または行われるおそれが生じた場合には、顧客は、ただちにエクイニクスに連絡し、かつ、顧客の負担において当該事態の解決を図るものとします。この場合において、エクイニクスがレンタル機器またはレンタルソフトウェアの保全のために必要な措置をとるときは、顧客は、エクイニクスに無償で協力し、かつ、エクイニクスが要した費用を負担するものとします。
- d. レンタル機器に故障、毀損、不具合、汚損その他の事故が生じた場合には、顧客は、すみやかにエクイニクスに連絡し、かつ、顧客の負担においてエクイニクスの指示のもとで必要な措置を講ずるものとします。レンタルソフトウェアに故障、不具合その他の事故が生じた場合も、同様とします。
- e. レンタル機器の故障、毀損、不具合、汚損その他の事故に起因してエクイニクスまたはエクイニクスの他のカスタマーその他の第三者に損害が生じた場合には、顧客は、その損害（代替機器の購入費を含みますが、これに限られないものとします。）を賠償する責任を負うものとします。レンタルソフトウェアの故障、不具合その他の事故に起因してエクイニクスまたはエクイニクスの他のカスタマーその他の第三者に損害が生じた場合には、顧客は、その損害（代替ソフトウェアの購入費を含みますが、これに限られないものとします。）を賠償する責任を負うものとします。
- f. レンタル機器およびレンタルソフトウェアのアップデート作業その他の保守管理は、顧客自身で対応することとします。なお、アップデート用のファイルは、下表右欄記載の方法により顧客自身にて入手するものとします。

種別	不具合情報とシステムアップデート用ファイルの入手方法
レンタルサーバー	機器提供時の付属資料に記載されたメーカサポートサイトの URL から顧客にて情報/システムアップデート用ファイルを手入するものとします。
レンタルネットワーク機器	顧客からエクイニクスに問い合わせがあった場合には、都度エクイニクスより情報とシステムアップデート用ファイルを提供します。
レンタルソフトウェア	顧客にて、日本マイクロソフトの各製品サイトから情報の入手と、Windows Update 処理を行うものとします。

6. サービス終了時の責任

- a. 顧客は、本サービスの終了日まで、自己の責任において次に掲げる措置を講じたうえで、本項末尾「機器返却方法」に従ってレンタル機器およびレンタルソフトウェアをエクイニクスに返却しなければならないものとします。
 - i 保存したデータを消去すること。
 - ii レンタル機器に附属させた顧客の所有または管理にかかる機器を取り外すこと。
 - iii 前2号に掲げるもののほか、別紙1記載のレンタル機器の貸出時の状態と同一の状態とすること。

<機器返却方法>

種別	内容
返却品	<ul style="list-style-type: none"> • レンタル機器本体 • 「別紙 1 レンタル機器の貸出時の状態」中、「附属機器」に記載されている各機器
返却時確認事項	<ul style="list-style-type: none"> • 別紙 1 レンタル機器の貸出時の状態と同一の状態 附属機器は、取り付けられた状態で返却するものとします。取り外しがされている場合には、その旨を返却時にエクイニクスまで連絡するものとします。 • データの消去 記憶媒体に残存されたデータは、顧客が消去することとします。万が一、データが残存した状態で返却された場合には、エクイニクスが定めた方法によりデータを消去します。この場合、データ消去に伴い顧客に損害が発生したとしてもエクイニクスは免責されるものとし、かつ、データ消去に関するマニフェストその他の証明文書は発行しません。

- b. 本サービスの終了日までに顧客がレンタル機器およびレンタルソフトウェアをエクイニクスに返却しなかった場合には、顧客は、返却の遅延によりエクイニクスが被った損害を賠償するとともに、本サービスの終了日の翌日から返却するまでの間、月額利用料金の倍額に相当する損害金をエクイニクスに支払うものとします。なお、損害金の算出にあたっては、当該期間が 1 か月に満たない場合であっても日割り計算はせず、1 か月に満たない日数は 1 か月に繰り上げるものとします。
- c. 顧客が第 a 項各号に掲げる措置を講じなかったことによって顧客に損害が発生した場合には、エクイニクスはその損害について一切責任を負わないものとします。
- d. 顧客が本サービスの終了日までに第 a 項各号に掲げる措置を講じなかった場合には、エクイニクスは、次に掲げる措置の全部または一部を顧客の費用負担において講ずることができるものとします。
- i 第 a 項各号に掲げる措置を顧客に代わって実施すること
 - ii 前号に掲げるもののほか、エクイニクスが必要と判断する措置
- e. エクイニクスは、前項各号に掲げる措置を講じたことによって顧客が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。また、前項各号に掲げる措置を講じたことによって顧客と第三者との間で紛争が発生した場合には顧客がその責任と費用負担において解決するものとし、顧客は、万一これによりエクイニクスが損害を被った場合にはこれを補償するものとします。
- f. エクイニクスは、第 d 項各号に掲げる措置を講ずるために要する費用をあらかじめ顧客に請求することができるものとします。



別紙 1 レンタル機器の貸出時の状態

種別	内容		
機器ソフトウェアの状態	<p>レンタル機器は、基本機能として搭載されているソフトウェア(レンタルサーバーでは BIOS もしくは UEFI 等の専用ファームウェア、レンタルネットワーク機器では基本ファームウェア、OS)までを、メーカー/ベンダー出荷時の状態で提供するものとします。その為、顧客への機器の貸し出し後の機能や、ソフトウェアバージョンについては、顧客が自らの責任において顧客の利用環境に合わせて適切な状態にするものとし、貸出以後の一切の管理は顧客が行うものとします。</p>		
附属機器	<p>以下の部材を附属機器として貸し出しを行いません。なお、レンタル機器により附属機器に違いがありますので留意ください。</p> <table border="1" data-bbox="516 816 1370 1075"> <tr> <td data-bbox="516 816 704 1075">附属品目</td> <td data-bbox="704 816 1370 1075"> 電源ケーブル マウントレール マウントレール用ビス マニュアルセット メディア </td> </tr> </table>	附属品目	電源ケーブル マウントレール マウントレール用ビス マニュアルセット メディア
附属品目	電源ケーブル マウントレール マウントレール用ビス マニュアルセット メディア		
貸し出し	<p>レンタル機器の貸し出しは、有償オプションの「レンタル - ワンタイムサービス」の「ラックマウント」メニューを申し込みされた場合（新規ラックの利用）を除いて、IBX センターに設けられた受付にて行います。</p>		
貸し出し後の不具合	<p>レンタル機器の受取り後、2 営業日以内に不具合の通知がない場合には、エクイニクスは正常に貸し出しが完了したとみなし、以後の機器の破損等による不具合については有償かつ対応可能な場合にのみ対応するものとします。</p> <p>なお、2 営業日以内でも、エクイニクスで予知予防が出来ないソフトウェアのバグは、「機器ソフトウェアの状態」の定義に基づき、顧客により対応するものとします。また、同様に機器の経年劣化による故障などの場合には、代替となる機器を受付にて貸し出す場合があります。エクイニクスでは品質の維持管理に善処対応しますが、万全たる予知予防は困難であり、その責任について何ら責任を負わないものとします。</p>		

別紙 2 Microsoft エンドユーザーライセンス条項

本別紙 2 は、レンタルソフトウェアとして提供されるマイクロソフトのソフトウェア製品の使用について規定したものです。

マイクロソフトのソフトウェア製品とは、エクイニクス・ジャパン株式会社(以下、「エクイニクス」といいます)から提供されたマイクロソフト製品であって、付随する記録媒体、印刷物、および「オンライン」または電子文書を含むこともあります(以下それぞれ、または総称して「本製品」といいます)。エクイニクスは本製品を所有するものではなく、顧客は本製品を、エクイニクスから顧客に通知される一定の権利および制限(これらについてはマイクロソフトにおける提供条件の変更に伴い、適宜変更される場合があります。)に従って使用するものとします。顧客が本製品を使用する権利は、顧客がエクイニクスとの間で締結した契約書の条項に従い、かつ以下の条項を顧客が理解し、同意し、遵守することを条件として許諾されますが、エクイニクスは以下の条項を修正したり変更したりすることはできないものとします。

1. 定義

「クライアントソフトウェア」とは、デバイスからサーバーソフトウェアのサービスまたは機能呼び出し、またはそれらを利用することができるようにするためのソフトウェアを意味します。

「デバイス」とは、コンピューター、ワークステーション、ターミナル、ハンドヘルド PC、電話、パーソナルデジタルアシスタント(PDA)、スマートフォン、サーバーまたはその他の電子デバイスのそれぞれを意味します。

「サーバーソフトウェア」とは、サーバーとして機能しているコンピューター上でサービスまたは機能を提供するソフトウェアを意味します。

「ソフトウェア関連文書」とは、サーバーソフトウェアに付属するあらゆるエンドユーザー向け文書を意味します。

「再頒布可能ソフトウェア」とは、下記の第 4 条(「再頒布可能ソフトウェアの使用」)に記載されたソフトウェアを意味します。

2. 本製品の知的財産権

本製品は、Microsoft Corporation (以下、「マイクロソフト」といいます)の関連会社からエクイニクスにライセンスが許諾されているものです。本製品(および本製品に組み込まれた、イメージ、写真、アニメーション、ビデオ、音声、音楽、テキスト、アプレット等の素材)についての権利および知的財産権は、マイクロソフトまたはその供給者が有するものです。本製品は著作権法およびその他の知的財産権に関する法律および条約によって保護されています。顧客が本製品を保有したり、アクセスしたり、使用したりすることによって、本製品の所有権や知的財産権が顧客に譲渡されることはありません。



3. クライアントソフトウェアの使用

顧客は、エクイニクスによって顧客のデバイスにインストールされたクライアントソフトウェアを、エクイニクスによって顧客に提供される指示条件に従って、エクイニクスのサービスと共にのみ使用することができます。本別紙 2 中の条項は、顧客によるクライアントソフトウェアの使用中に電子的形式で表示されるマイクロソフトエンドユーザー使用許諾契約に恒久的に優先するものです。

4. 再頒布可能ソフトウェアの使用

エクイニクスによって顧客に提供されるサービスに関連して、顧客は、「サンプル」、「再頒布可能」または Software Development Kit (「SDK」) ソフトウェアコードおよびツールへのアクセスが許諾される場合があります (以下個別に、または総称して「再頒布可能ソフトウェア」といいます)。サービスプロバイダー製品使用権説明書内に記載されており、エクイニクスが提示する義務を負う追加の条件に明示的に同意し、それを遵守しない限り、顧客は再頒布可能ソフトウェアを使用し、改変し、複製し、および頒布することはできません。マイクロソフトは、エクイニクスが顧客に対して提示する追加条件に、顧客が明示的に同意し、それを遵守しない限り、再頒布可能ソフトウェアのいかなる使用も許諾しません。

5. 複製

顧客は本製品のコピーを作成することはできません。ただし顧客は、(a) エクイニクスの明示的な許可に従って特定のクライアントソフトウェアのコピー 1 部をデバイスにインストールすることができ、また (b) 上記の第 4 条 (「再頒布可能ソフトウェアの使用」) に従って、一定の再頒布可能ソフトウェアのコピーを作成することができます。顧客は、エクイニクスとの契約が終了した場合、エクイニクスによる通知があった場合、または顧客がデバイスを他の個人または法人に譲渡した場合のうち、いずれか最も早く到来した時点で、かかるクライアントソフトウェアまたは再頒布可能ソフトウェアのすべてを消去または破棄しなければなりません。顧客は、本製品に付随するいかなる印刷物も複製することはできません。

6. リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルの制限

顧客は、本製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。ただし、かかる制限にかかわらず適用のある法律により明確に許容されている限度においてはこの限りではありません。

7. レンタル、リース等の禁止

顧客は、本製品をレンタル (本条においては、顧客のクライアント機器に本製品を直接インストールする場合を



いい、サーバ機器における使用は含まないものとします。) 、リース、貸与したり、担保の対象としたり、第三者に直接的、間接的に譲渡または再頒布することはできず、第三者に対して本製品の機能にアクセスさせたり、使用させたりすることはできません。

8. 解除

顧客が本書の条項に違反した場合、エクイニクスは、他の権利を害することなく、本製品を使用する顧客の権利を解除することができます。本製品のライセンスを許諾する顧客とエクイニクスとの契約、またはエクイニクスとマイクロソフトとの契約が解除された場合、顧客は本製品の使用を中止し、本製品の複製物およびその構成部分をすべて廃棄しなければなりません。

9. マイクロソフトによる保証、責任、または救済の不存在

顧客に対する保証、損害に対する賠償および顧客の救済は、マイクロソフトまたはその関連会社ではなく、エクイニクスによってのみ提供されるものです。

10. 製品サポート

本製品の製品サポートはエクイニクスによって提供されるもので、マイクロソフトまたはそれらの関連会社によって提供されるものではありません。

11. フォルトトレランス

本製品には、フォルトトレランス機能を持たないテクノロジーが含まれている可能性があります。本製品は、万一不具合があった場合に、死亡、人身傷害、または重大な物損もしくは環境破壊をもたらす可能性のある環境またはアプリケーションとして設計、製造されたものではなく、そのために使用または適用されるものではありません。

12. 輸出規制

本製品は、米国輸出管理規制の対象品です。顧客は、適用されるすべての法令 (米国輸出管理規則、国際武器取引規則、ならびに米国、日本国およびその他の政府機関によるエンドユーザー、エンドユーザーによる使用、および輸出対象国に関する規制を含みます) を遵守しなければなりません。詳細については、<http://www.microsoft.com/japan/exporting/> を参照してください。

13. 違反の責任

顧客がエクイニクスに対して負う一切の責任に加え、顧客はマイクロソフトに対しても、当該条項への違反について直接的な法的責任を負うことに同意するものとします。

14. 適用される SPUR

マイクロソフトのソフトウェア製品には、System Center 2012 Datacenter、Windows Server 2008 R2 Datacenter、Windows Server 2008 R2 Enterprise、Windows Server 2008 R2 Standard、SQL Server 2008 R2 Datacenter、SQL Server 2008 R2 Enterprise、SQL Server 2008 R2 Standard、SQL Server 2012 Enterprise、SQL Server 2012 Standard、SQL Server 2012 Business Intelligence の SPUR が適用されます。SPUR とは、「サービスプロバイダー製品使用権説明書」のことです。詳細は、マイクロソフト社の <http://www.microsoft.com/ja-jp/licensing/licensing-options/spla-program.aspx#tab=3> を参照してください。